

役員等報酬に関する規程

社会福祉法人東京児童福祉協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京児童福祉協会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の評議員選任・解任委員、評議員、理事、監事及び相談役（以下「役員等」という。）に適用する。

(出席報酬及び支給方法)

第3条 法人の役員等が評議員選任・解任委員会、評議員会、理事会又は役員会（以下「役員会等」という。）へ出席又は招請した場合は、次により報酬を支給する。但し、法人及び施設の常勤職員である役員等（第4条が適用された者を含む。）には支給しない。

- (1) 役員会等への出席1回につき10,000円（当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）とし、交通費を含むものとする。
 - (2) 監事監査に係る業務については30,000円（当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）とし、交通費を含むものとする。
 - (3) その他法人の業務に関して招請した場合は、上記（1）と同様とする。
2. 第1項による報酬は、役員会等へ出席又は招請した都度に支給する。

(勤務報酬及び支給方法)

第4条 理事長が役員会等（出席）以外の日（おおむね週1日程度の日）において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、報酬として月額100,000円（当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）及び交通費の実費を支給する。

2. 第1項による報酬等の支給方法は、職員の例に準ずる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会において行う。

(附則) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(附則) この改定規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附則) この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附則) この改定規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則) この改定規程は、平成29年1月5日から施行する。